

アゴラ浜松 8 階施設利用規約

- ◆ アゴラ浜松 8 階施設利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社静岡銀行（以下「運営者」といいます。）が管理・運営するアゴラ浜松 8 階のイベント・交流スペースおよびこれに附帯する設備等（以下、総称して「本施設」といいます。）の利用条件を定めるものです。
- ◆ 本規約において、本施設の利用承認を受けた者を「利用者」といい、イベントの主催者、共催者、登壇者、参加者その他本施設に来場する者を総称して「来場者」といいます。利用者および来場者は、本規約の内容を十分に理解し、これに同意のうえ、本施設を利用するものとします。
- ◆ 運営者は、本施設の運営のため、運営者の内部にアゴラ浜松 8 階運営事務局を設置し、同事務局を通じて行為するものとします。

第 1 条（適用範囲）

- (1) 本規約は、本施設の予約、利用、附帯設備の使用、搬入出、広報、撮影、配信その他これらに付随する一切の行為に適用されます。なお、運営者が別途定める利用案内、注意事項、料金表、施設利用マニュアル等がある場合は、それらも本規約の一部を構成するものとします。

第 2 条（利用目的）

- (1) 本施設は、イベント、セミナー、ワークショップ、交流会等を通じて、企業、自治体、大学、地域団体、地域住民等の交流・共創を促進する場として設置されるものとします。
- (2) 利用者は、本施設を、研修、講演、ワークショップ、交流会その他運営者が認めた目的に限り利用できるものとします。公序良俗に反する目的、違法な目的又は運営者が不適切と判断する目的で利用することはできません。

第 3 条（利用者）

- (1) 本施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる者のうち、運営者が利用を承認した者としてします。
 - ① 国、地方公共団体、企業、大学、各種団体その他の法人又は任意団体
 - ② 地域住民、地域団体その他前号に準ずる者
 - ③ 前各号のほか、運営者が個別に利用を認めた者

第 4 条（利用申請）

1. 受付・問い合わせ窓口

アゴラ浜松 8 階運営事務局
〒430-0944 浜松市中央区田町 322-7 浜松営業部 3 階
株式会社静岡銀行西部カンパニー 内
Tel : 053-454-2777
Mail : agorahamamatsu@jp.shizugin.com

2. 利用申請

- (1) 本施設の利用申込みは、本施設ホームページに掲載している「アゴラ浜松 8 階利用申請書」を使用し、必要事項を記入のうえ、電子メールにより運営事務局宛に申請するものとします。
- (2) 本施設の利用申込みは、利用希望日の 5 か月前の応当日から 1 か月前の応当日までに行うものとします。
- (3) 利用申込みにあたっては、上記の利用申請書に以下の事項を記入するものとします。
 - ① 申込者氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 郵便番号、住所
 - ④ 電話番号（日中連絡が取れるご連絡先）
 - ⑤ メールアドレス
 - ⑥ 企業名（団体名）、所属
 - ⑦ 利用希望日時（会場準備および片付けに要する時間を含む）
 - ⑧ 利用目的（イベント内容等）
 - ⑨ 利用想定人数
 - ⑩ イベント開催時の料金設定（参加費の有無および金額）
 - ⑪ 収録・配信の有無
 - ⑫ 飲食の有無
 - ⑬ 利用料請求先の住所、宛先
 - ⑭ 会場責任者（申込者と異なる場合は、①から⑥までの内容を記入するものとします）
- (4) 利用者は、上記利用申請書の提出に加え、同申請書内に定める「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」および「物品販売・広告宣伝行為の禁止に関する同意書」の各フォーマットに必要事項を記入し、電子メールにより運営事務局宛に提出するものとします。

3. 利用承認

- (1) 運営者は、電子メールにて提出された利用申請書に基づき事務手続きを行い、運営者より利用承認の可否について、原則として5営業日以内に電子メールにて通知するものとし、当該通知をもって運営者と利用者の間に本規約に従った利用契約が成立するものとしします。

第5条（利用可能時間・休館日）

- (1) アゴラ浜松8階の利用時間は、午前8時から午後9時までとします。午前8時は入館可能時間とし、利用部署は当該時間以降に準備を開始するものとしします
- (2) 利用時間には、会場準備、受付設営、リハーサル、片づけおよび原状復帰に要する時間を含むものとし、午後9時までに完全撤退を完了するものとしします。
- (3) 休館日は、原則として土曜日、日曜日、祝日および年末年始（12月31日から1月3日まで）とします。ただし、運営者が必要と認めた場合は、臨時に開館し、又は休館することがあります。

第6条（利用料金・支払方法）

- (1) 本施設の利用料金は、1日につき110,000円（消費税10%を含みます。）とします。
- (2) 運営者は、利用承認後、遅滞なく利用者が指定する請求先住所宛に請求書を郵送するものとしします。利用者は、請求書記載の日付（原則として請求書発行日の2週間後の応当日）までに、運営者が指定する口座へ振り込む方法により利用料金を支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。既に支払済みの利用料金等の返還の有無は、第7条（変更・キャンセル）その他本規約の定めによるものとしします。

第7条（変更・キャンセル）

- (1) 利用者は、申込内容を変更し、又は利用をキャンセルしようとする場合は、速やかに電子メールにより、その旨を運営者に申し出るものとしします。
- (2) 利用をキャンセルする場合、利用者は、運営者から共有を受ける「アゴラ浜松8階利用キャンセル依頼書」に必要事項を記入のうえ、電子メールにて運営者に提出するものとしします。
- (3) 利用者が利用をキャンセルする場合、利用日までの期間に応じて、以下のキャンセル料が発生します。

キャンセル料起算日（電子メール申出日）	キャンセル料
利用日の14日前まで	無料
利用日の13日前から7日前まで	利用料金の50%
利用日の6日前以降	利用料金の100%

- (4) 運営者は、利用者から「アゴラ浜松 8 階利用キャンセル依頼書」の提出を受けた場合、キャンセル料の有無を確認し、必要に応じて返金その他所定の手続きを行うものとします。

第 8 条（利用承認の制限・取消し）

- (1) 運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の利用申込みを承認せず、又は承認後であってもこれを取り消し、利用を停止することができます。
- ① 利用目的又は内容が本施設の設置目的に適合しないとき
 - ② 法令、公序良俗又は本規約に違反するおそれがあるとき
 - ③ 政治活動、宗教活動、反社会的勢力の活動、過度な営業行為又は公衆に著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき
 - ④ 虚偽の申告があったとき、又は運営者が求める書類等を提出しないとき
 - ⑤ 来場者の安全確保、建物管理、他フロアのセキュリティ確保に支障があるとき
 - ⑥ その他運営者が不適当と判断したとき

第 9 条（定員・入館管理）

- (1) 利用者は、運営者が別途示す定員を遵守するものとし、原則として本施設の最大収容人数は、別紙 2「基本レイアウト図およびレイアウトパターン図」においてレイアウトごとに定める人数を上限とします。なお、レイアウト、設備使用状況又は法令上の要請により、運営者は定員を制限することがあります。
- (2) 利用者は、来場者の受付、誘導その他会場運営について責任を負うものとし、運営者の指示に従って必要な人員を配置するものとします。
- (3) 利用者は、利用日当日、運営者が指定する方法によりビル 1 階にて入館受付を行ったうえで、運営者の指示に従い、本施設へ入館するものとします。また、利用者は、会場の準備、設営、撤去その他利用に必要な作業を、運営者の指示および本規約に従って実施するものとします。
- (4) 本施設は銀行ビル内に所在するため、利用者および来場者は、運営者が指定する動線を利用し、他フロアへ立ち入ってはなりません。

第 10 条（利用上の遵守事項）

- (1) 利用者は、本施設が地域に開かれた共創・交流の場であることを十分に理解し、他の利用者、入居者、近隣関係者等に配慮して本施設を利用するものとします。
- ① 本規約、関連諸規則、施設利用マニュアルおよび運営者の指示を遵守すること
 - ② 準備・撤収を含め、予約した時間内に利用を終了すること
 - ③ 騒音、振動、臭気その他により建物、他フロア又は近隣へ迷惑を及ぼさないこと

- ④ 利用に際して必要な法令上の許認可、届出等がある場合は、利用者の責任においてこれを行うこと

第 11 条（禁止事項）

- (1) 利用者は、本施設の利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - ① 利用希望日時以外に本施設へ立ち入ること
 - ② 他フロア、バックヤードその他運営者が立入禁止とする場所へ無断で立ち入ること
 - ③ 本施設内の設備・器具・備品その他運営者が管理する物品を破損、汚損、改造し、又は持ち出すこと
 - ④ 本施設の内部又は外部に無断で看板、ポスター、掲示物等を設置し、又は貼付すること
 - ⑤ 本施設内で喫煙し、又は火気を使用すること
 - ⑥ 危険物、悪臭を発する物、法令により所持又は持込みを禁じられた物を持ち込むこと
 - ⑦ 運営者の承諾なく物品販売、募金、勧誘、営業行為、署名活動その他これらに類する行為を行うこと
 - ⑧ 政治活動、宗教活動又は反社会的勢力の利益につながる行為を行うこと
 - ⑨ 大音量、過度な飲酒その他により、他の利用者、入居者又は近隣へ迷惑を及ぼす行為を行うこと
 - ⑩ 虚偽の申請を行うこと
 - ⑪ 法令又は公序良俗に反する行為その他運営者が不適切と判断する行為を行うこと

第 12 条（設備・備品・インターネット）

- (1) 利用者は、本施設、設備および備品を、善良な管理者の注意をもって使用するものとします。利用者は、本施設に設置された設備および備品を、取扱説明書、掲示、運営者の案内その他運営者が定める方法に従って使用するものとし、使用後は所定の場所に戻すなど、原状復帰を行うものとします。
- (2) 本施設において利用可能な主な設備および備品は、別紙 1「機器・設備等一覧」に定めるものとします。ただし、設備および備品の内容、数量、利用条件等は、故障、修繕、更新、運営上の都合その他の事情により、事前の告知なく変更される場合があります。
- (3) 利用者は、設備又は備品の故障、破損、異常等を発見した場合、速やかに 1 階受付に連絡するものとします。
- (4) 利用者の故意又は過失により、本施設、設備又は備品に損害が生じた場合、利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

- (5) 運営者が提供するインターネット環境の利用に起因して生じた通信障害、情報漏えい、不正アクセスその他の損害について、運営者は、故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。

第 13 条（搬入出・設営・原状復帰）

- (1) 搬入出、設営および撤収は、運営者が指定する方法および時間内に行うものとします。
- (2) 利用者は、利用終了後、机、椅子、備品その他のレイアウトを原状に復帰し、ごみを分別のうえ、運営者の指示に従って処理するものとします。なお、飲食を伴う利用により発生したごみについては、種類および量を問わず、利用者の責任においてすべて片付け、持ち帰るものとします。
- (3) 原状復帰後の基本レイアウトは、別紙 2「基本レイアウト図およびレイアウトパターン図」に定めるものとします。ただし、利用内容、利用人数、設備使用状況その他運営上の都合により、運営者が別途レイアウトを指定する場合があります。
- (4) 原状復帰が不十分な場合又は特別な清掃・撤去が必要となった場合、運営者は原状復帰及び清掃・撤去に要した費用を利用者に請求することができます。

第 14 条（安全管理・防犯カメラ・避難）

- (1) 利用者は、利用に先立ち、別紙 3「避難経路図」に定める避難経路その他安全確保に関する事項を確認し、来場者に対して必要な周知を行うものとします。
- (2) 地震、火災、急病その他の緊急事態が発生した場合、利用者は、運営者の指示に従い、来場者を速やかに避難誘導するものとします。
- (3) 本施設には、防犯上および施設運営上の必要に応じて、防犯カメラが設置される場合があります。

第 15 条（撮影・広報・知的財産）

- (1) 利用者が、本施設内での撮影、録音、動画配信、取材対応又は本施設名、運営者名、ロゴ等を用いた広報を行う場合は、事前に運営者の承認を得るものとします。
- (2) 利用者は、来場者の肖像、個人情報、著作物その他第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じるものとします。

第 16 条（所持品・遺失物）

- (1) 利用者および来場者の所持品の管理は、各自の責任において行うものとします。盗難、紛失、滅失又は毀損について、運営者は、故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。

- (2) 本施設内の遺失物又は放置物は、一定期間保管した後、法令又は所轄警察署の指示に従って処理するものとします。

第 17 条（休館・閉鎖等）

- (1) 運営者は、設備点検、修繕、災害、行政指導、建物管理上の必要その他やむを得ない事由により、本施設の全部又は一部の利用を停止し、休館し、又は閉鎖することがあります。
- (2) 事前に休館等が判明している場合、運営者は、本施設ホームページ、イベントカレンダーその他適切な方法により告知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第 18 条（利用の中止・解除）

- (1) 利用者が本規約に違反した場合、又は運営者が施設運営上必要と認めた場合、運営者は、事前の通知なく本施設の利用を中止し、又は利用契約を解除することができます。
- (2) 利用者が本規約に違反したことをもって、運営者が本施設の利用を中止し、又は利用契約を解除した場合、運営者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、既に支払われた利用料金等を返還しないものとします。

第 19 条（免責事項）

- (1) 天災地変、停電、通信障害、設備故障、交通事情その他運営者の責に帰すことのできない事由により、本施設の利用が不能又は中断した場合、運営者は、これにより生じた損害について責任を負いません。
- (2) 本施設の利用に関連して利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、運営者の故意又は重過失による場合を除き、運営者は責任を負わないものとします。

第 20 条（損害賠償）

- (1) 利用者が本規約に違反し、又は本施設の利用に関連して運営者又は第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 利用者は、自ら又はその役員、従業員、関係者等が反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証するものとします。
- (2) 運営者は、利用者が前項又は利用申請書内の「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」に違反したと判断した場合、何らの催告を要せず、利用承認を取り消し、又は利用契約を解除することができます。

- (3) 前項に基づき利用承認の取消し又は利用契約の解除を行った場合、運営者は既に支払われた利用料金等を返還しないものとします。

第 22 条（個人情報の取扱い）

- (1) 運営者は、利用申込みその他本施設の運営を通じて取得した個人情報について、法令および運営者が別途定めるプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとします。

第 23 条（規約の変更）

- (1) 運営者は、必要と判断した場合、本規約の内容を変更することができます。変更後の規約は、運営者が適切と判断する方法で周知した時点から効力を生じるものとします。

第 24 条（準拠法・管轄裁判所）

- (1) 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
- (2) 本規約又は本施設の利用に関連して運営者と利用者との間に紛争が生じた場合は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<別紙 1>機器・設備等一覧

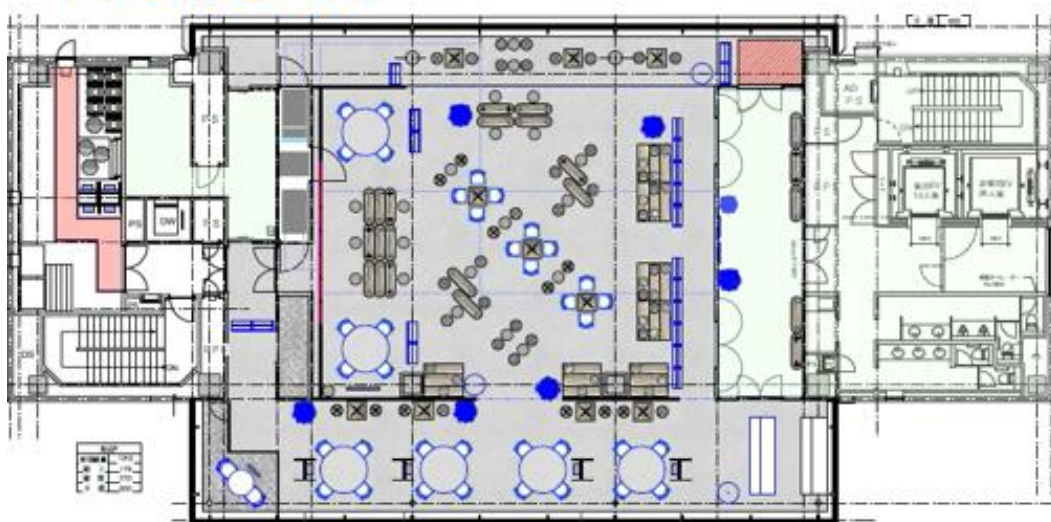
設備・備品名	個数	その他備考
演台	1	
(木製) 1 人掛けチェア	36	
(木製) 2 人掛けベンチ	22	
(スチール製) ミニテーブル	22	
(木製) 2 名テーブル	10	
階段型造作家具	7	最大 5 名着席可能
ラウンドテーブル	10	
自立パーテーション	20	
スタッキングチェア	65	
32 型可動式モニター	5	
MTG ルーム専用 2 人用テーブル	1	
MTG ルーム専用 MTG チェア	2	
MTG ルーム専用 27 型モニター	1	
延長コード	5	
持ち運び型 モバイルバッテリー	2	※1 台にバッテリー5 個附帯
遠州織物造作照明	3	
プロジェクター	1	
アンプ	1	
ワイヤレスマイク	3	
資料投影用無線機器 (クレストロ ン) 送信機	2	タイプ C 接続のみ(※変換器使用 不可)
資料投影用無線機器 (クレストロ ン) 受信機	1	
発表ステージ台	1	

＜別紙 2＞レイアウト図およびレイアウトパターン図

◎原状復帰を行う際の基本レイアウト図は、「コワーキングスペース/イベント利用時」とします

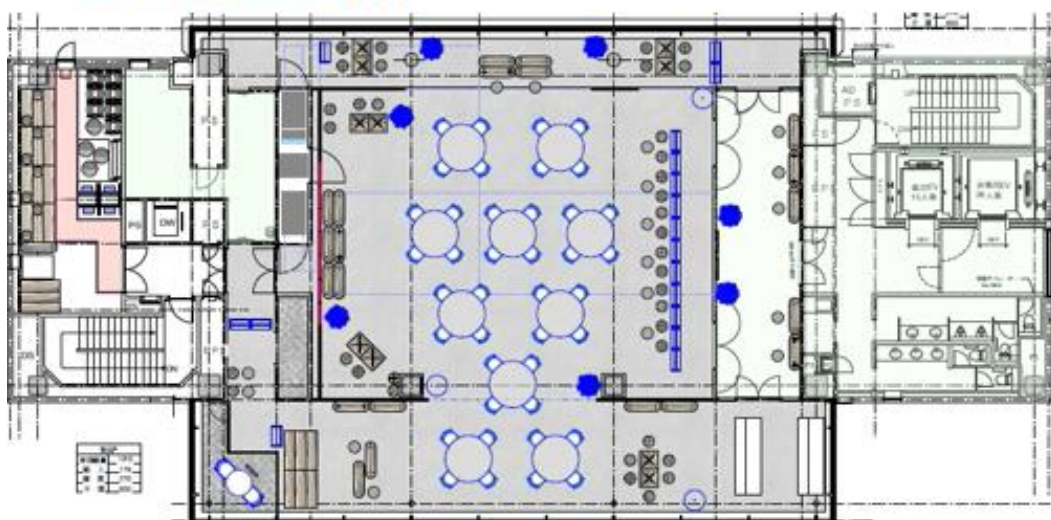
コワーキングスペース / イベント利用時

最大収容人数111名



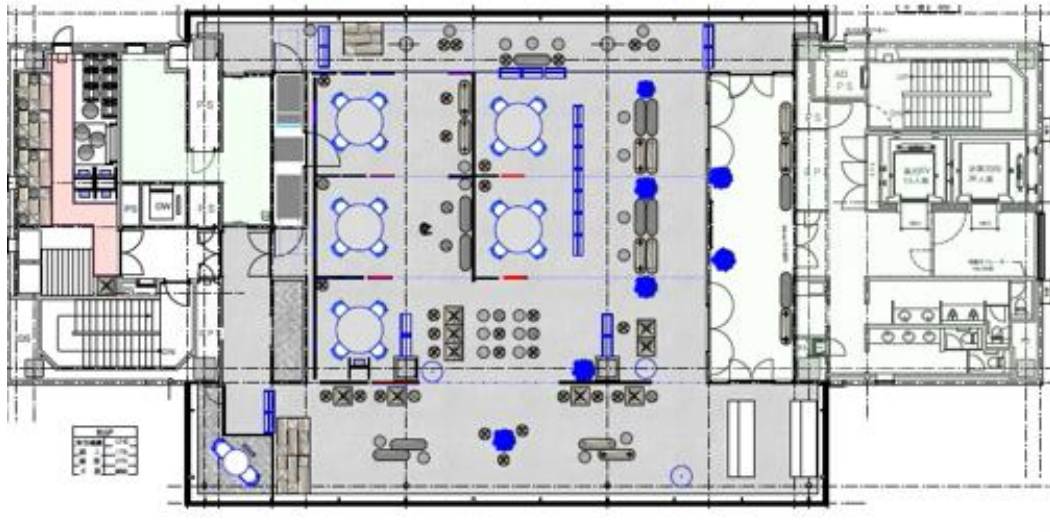
懇親会利用時

最大収容人数100名



セミナー(個別商談会等)利用時

最大収容人数93名



<別紙 3>避難経路図

8F 避難経路図

